

清算金について

土地区画整理法第94条

清算金とは・・・

清算金とは、皆様に本来お渡しする換地面積と出来上がりの換地面積との間に生じた過不足を、金銭により是正するためのものです。

この過不足は、工事の施工誤差、換地を定めていないこと(私道等)、減歩の緩和措置などにより生じたものです。

出来上がりの換地面積が、本来お渡しする換地面積よりも**少なく**なっている場合



交付

※八潮市からお支払いします。

出来上がりの換地面積が、本来お渡しする換地面積よりも**多くなっ**ている場合



徴収

※八潮市へ納付していただきます。

○出来上がりの換地

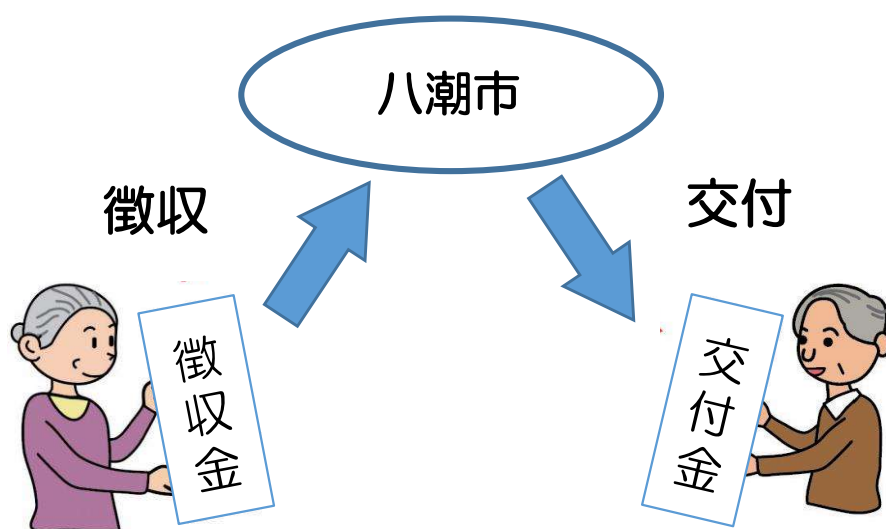
出来上がりの換地とは、現実に出来あがり皆様にお渡しした換地をいいます。

○本来お渡しする換地

本来お渡しする換地とは、小宅地等への減歩の緩和措置などを受けずに評価上過不足が生じなかった場合の換地をいいます。

八潮市が、清算金の交付を受ける方にお支払い(交付)し、清算金を納付していただく方から清算金を集め(徴収)ます。

清算金のお支払いまたは納付の方法および時期については、換地処分の公告の日以降にお知らせします。納付方法については、金額に応じて5年以内の分割納付もできます。



※ 地区内全体において徴収される清算金の総額が、交付される清算金の総額にあてられます。清算金は、土地区画整理事業の事業費(道路・公園等の公共施設の工事費や土地の整地費または建物等の移転補償費など)と関係はありません。